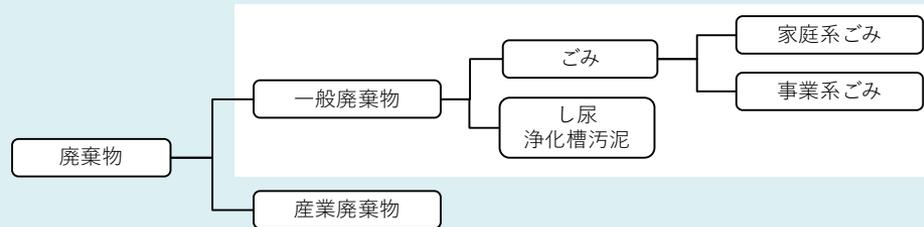


【計画の趣旨】

循環型社会の形成に向けて、一人ひとりが循環型社会づくりの担い手としての自覚を持ち、より環境負荷の少ない豊かなライフスタイルへの転換を行うとともに、市民、行政、国、事業者等が互いに連携・協力して取組を推進していく。

【計画の範囲】

廃棄物処理法に定める一般廃棄物とする。



【計画の期間】

令和8年度～令和12年度

【ごみ処理基本計画】

基本方針

- (I) 4Rの推進 (II) 適正処理の推進 (III) 普及啓発・環境教育の推進 (IV) 相互連携・協力の推進

主な課題

家庭系ごみ
(資源物以外)の減量

資源化施策
の推進

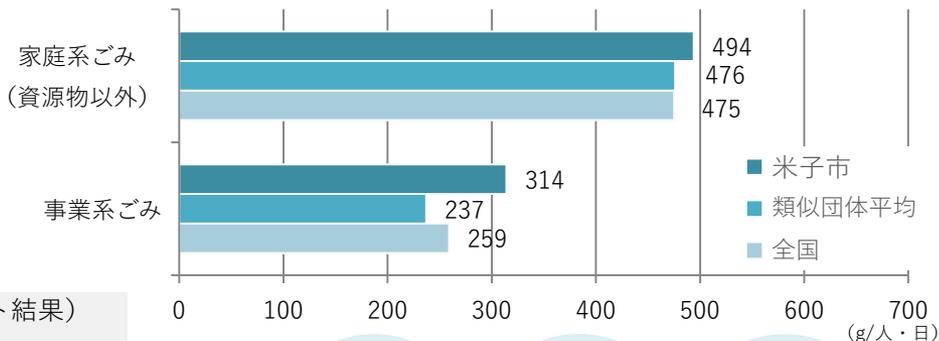
食品ロス
の削減

事業系可燃
ごみの減量

小型充電式
電池リサイクル
の推進

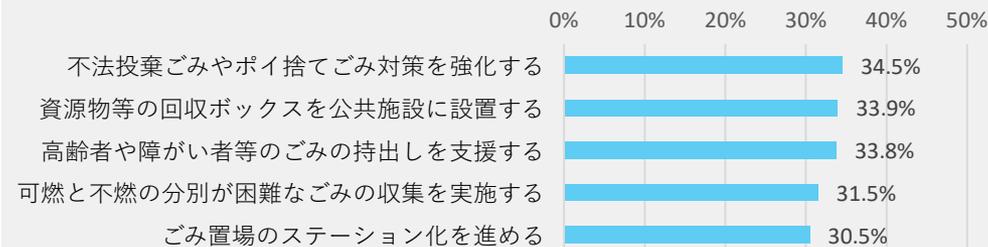
ごみ処理に
係る収支

1人1日当たりのごみ排出量 (R5年度実績)



「今後必要だと思う市の取組 (上位5項目)」 (R6年度市民アンケート結果)

※該当するものすべてに○



分解が困難
なごみの
収集

不法投棄・
ポイ捨て
対策

災害廃棄物
対策

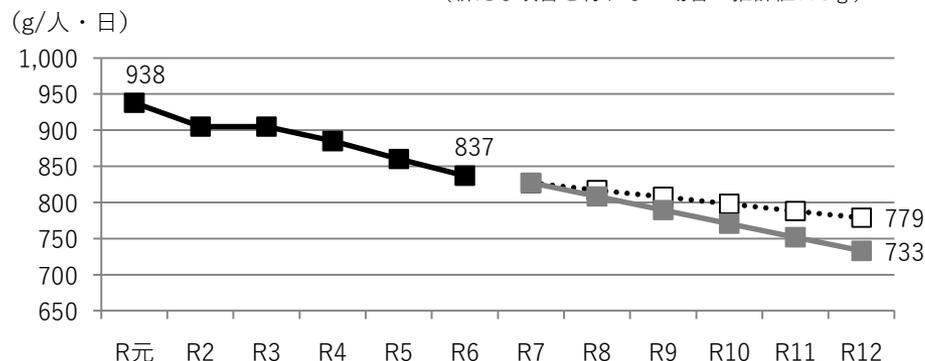
高齢者・
障がい者
対策

効果的な周
知・啓発

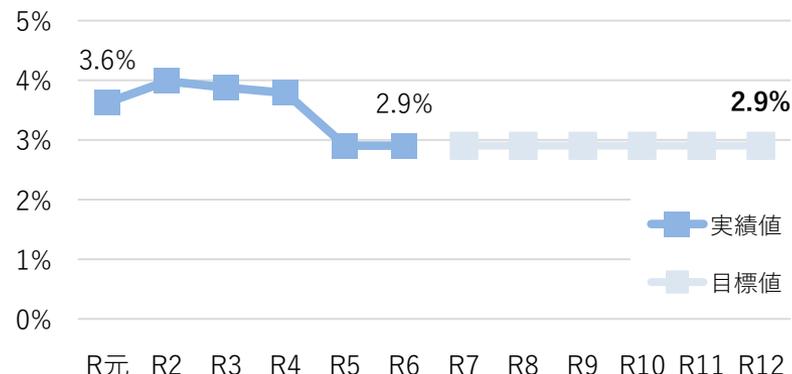
● 1人1日当たりのごみ排出量

令和6年度実績値 837g ⇨ 令和12年度目標値 733g

(新たな改善を行わない場合の推計値779g)



● 最終処分率

令和6年度実績値 2.9% ⇨ 令和12年度目標値 2.9%

主な施策

家庭系ごみ対策

- ・ 生ごみ処理機等の購入費補助
- ・ リユースの推進
- ・ 分別の徹底・リサイクルの推進
- ・ 小型充電式電池の回収

事業系ごみ対策

- ・ 業種別ごみ減量・資源化パンフレットの作成
- ・ 多量排出事業者及び許可業者への個別指導

食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】

- ・ フードバンク・フードドライブ活動の促進
- ・ 事業系食品ロスの削減

本市の実情に応じたごみ処理システムの構築

- ・ 収集量に応じた収集体制等の見直し
- ・ 高齢者や障がい者のごみ出し支援制度の検討・実施

その他の施策

- ・ 普及啓発・情報提供及び環境教育の推進
- ・ 災害発生時の災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理
- ・ 不法投棄・ポイ捨ての未然防止及び早期対応
- ・ 海岸漂着物の円滑な回収、運搬、処分

各主体の主な役割

● 市民の役割

- ・ 無駄なものを買わない
- ・ 食品ロスの削減に努める
- ・ 市の分別区分に応じて、適正にごみを排出する
- ・ 不法投棄・ポイ捨てにより環境を汚染しない

● 事業者の役割

- ・ 廃棄物の排出抑制に努める
- ・ 適正な循環利用、適正処理を図る

● 許可業者の役割

- ・ 排出事業者に対し、適切な助言を行う
- ・ 非常災害時には、災害廃棄物処理に協力する

● 市の役割

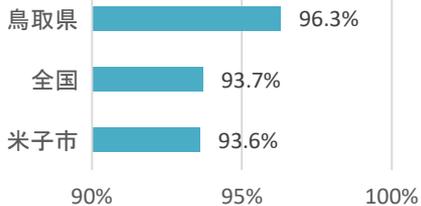
- ・ 各種施策に取り組むほか、適切に普及啓発・情報提供等を行い、市民や事業者の自主的な取組を促進する
- ・ 率先して排出抑制・適正な循環的利用に努める

(Ⅰ) 生活排水処理施設整備の継続 (Ⅱ) 啓発の推進 (Ⅲ) し尿くみ取りの安定的な実施

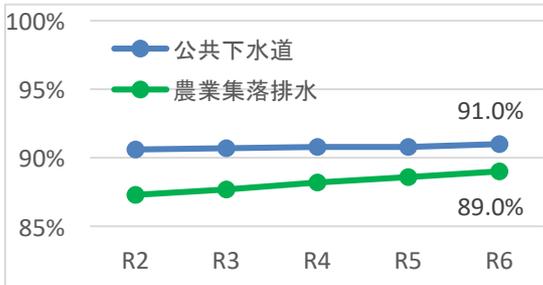
主な課題

汚水処理人口普及率の増加

汚水処理未普及地域の解消



水洗化率



汚水処理人口普及率 (R6年度実績)

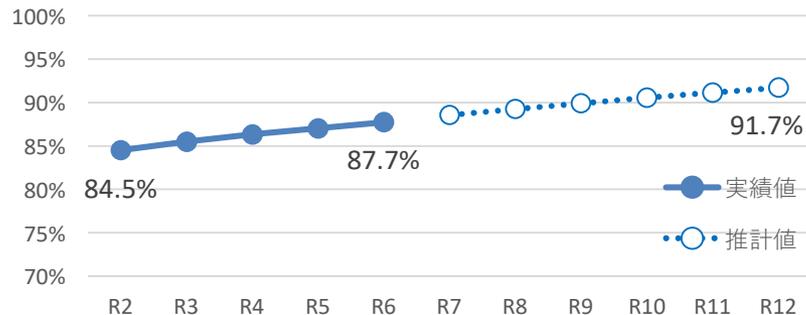
浄化槽の適正な維持管理

くみ取りし尿の収集・運搬体制

数値目標

●汚水衛生処理率

令和6年度実績値 87.7% ⇨ 令和12年度目標値 91.7%



主な施策

公共下水道

・ 事業計画区域内の整備完了

農業集落排水

・ 水洗化率の向上のための一層の普及促進

合併処理浄化槽

・ 公共下水道区域外や農業集落排水区域外での普及促進
・ 適正な維持管理の指導

し尿の適正処理の確保

・ 効率的かつ安定的な収集・運搬体制の検討

【計画の進行管理】

毎年度の施策の取組状況及び目標値の達成状況について、広報やホームページ等で公表する他、審議会に報告し、必要に応じて施策の見直し・改善を行う。

